

甲賀広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12年甲賀広域行政組合条例第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（収集及び運搬の委託）</p> <p>第7条 組合は、第3条の処理計画の範囲内において、<u>し尿の収集及び運搬を組合以外の者に委託することができる。</u></p> <p>（手数料の徴収の時期、方法及び相手方）</p> <p>第9条 前条の規定による手数料は、<u>規則で定めるところにより徴収する。</u></p>	<p>（収集及び運搬の委託）</p> <p>第7条 組合は、第3条の処理計画の範囲内において、し尿の収集____ 運搬を組合以外の者に委託することができる。</p> <p>（手数料の徴収の時期、方法及び相手方）</p> <p>第9条 前条の規定による手数料は、<u>次に</u>定めるところにより徴収する。</p> <p>(1) <u>し尿の収集、運搬及び処分手数料は、事前に現金で建物の占有者から徴収し、し尿くみ取券を交付する。</u></p> <p>(2) <u>浄化槽汚泥の処分手数料は、1箇月分まとめて事後に現金で搬入者から徴収する。</u></p> <p>(3) <u>可燃ごみの処分手数料は、その都度現金で搬入者から徴収する。</u></p> <p>(4) <u>動物の死体の処分手数料は、その都度現金で搬入者から徴収する。</u></p> <p>(5) <u>下水道汚泥の処分手数料は、1箇月分まとめて事後に現金で搬入市から徴収する。</u></p> <p>2 <u>管理者は、手数料に関し、特別の理由があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、徴収の時期及び方法を変更することができる。</u></p> <p><u>（多量のし尿等）</u></p> <p>第11条 <u>廃掃法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及び方法</u></p>

改正後（案）	現行
<p>(委任) 第11条 (略)</p>	<p><u>を指示することができる多量のし尿等は、管理者が組合の処理計画に支障があると認めた場合に別に定める。</u></p> <p>(委任) 第12条 (略)</p>